

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成29年11月21日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知」という。入院による基準変更を処分理由とするもの）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、本件処分について、支給額の算定変更により保護費が減額となったこと、その結果返還金が発生したことを不当としているものと解せられる。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年4月16日	諮問
平成30年5月21日	審議（第21回第4部会）
平成30年6月18日	審議（第22回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準についての法の定め

保護の補足性について定める法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 保護基準による入院患者日用品費等についての定め

法8条1項の規定に基づいて保護の基準を定めた「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）においては、法11条1項各号に掲げられている扶助の種類ごとに、要保護者の年齢別、世帯構成別、所在地域別などに分けたうえ、各世帯に具体的に保護を実施する場合に、実施機関が依るべき基準を設定している。

このうち、生活扶助の項目に係る支給額の算定方法等について

は、保護基準（ただし、平成29年4月1日から適用される平成29年3月31日厚生労働省告示第162号（第239次改正）による改正後のもの。以下同じ。）の別表第1「生活扶助基準」において定められている。

そこでは、「基準生活費」について、入院患者日用品費が算定される者の基準生活費の算定は、別に定めるところによるとされており（別表第1・第1章・1・(2)・ウ）、また、「入院患者日用品費」については、病院又は診療所に1箇月以上入院する者を対象に算定すること、基準額は22,680円、地区別冬季加算額（11月から3月まで）は980円（Ⅵ区の場合）であること（いずれも月額）が定められている（同第3章・1・(1)及び(2)・ア。なお、東京都及び神奈川県は、同(3)及び第1章・1・(2)・イの表により、冬季加算における地区別（都道府県別）において、「Ⅵ区」の区分とされる。）。

また、保護基準別表1の第2章には、生活扶助において加算すべき各加算項目が示されているが、その1つとして、「障害者加算」があり、入院患者で国民年金法施行令別表に定める2級に該当する障害のある者に支給すべき月額は14,590円とされている（同第2章・2・(1)及び(2)・イ）。

(3) 局長通知

地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第7・2・(3)・アによれば、入院患者の基準生活費について、「病院又は診療所…において給食を受ける入院患者については、入院患者日用品費が計上される期間に限り基準生活費は算定しないこと。ただし、12月における期末一時扶助費は算定するものとする。」とされている。また、同エによれば、「保護受給中の者が月の途中で入院し、入院患者日用

品費を算定する場合…は、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上すること。この場合、入院月の一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）は要しないものとする。」とされている。

同じく局長通知第7・2・(2)・エ・(エ)によれば、「障害者加算の認定を受けている者について、月の中途の入院入所又は退院退所に伴い、基準生活費の認定変更を行う場合は、これとあわせて加算額の認定変更も行うこと。」とされている。

(4) 職権による保護の変更についての法の定め

法25条2項によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

2 以上を前提に、本件について検討する。

(1) 処分庁は、従前より、請求人に対する保護を実施していたところ、請求人が平成29年10月20日に〇〇病院に医療保護入院し、1か月を経過したことから、保護基準を根拠として、平成29年11月分の請求人の保護費について、入院患者日用品費（11月であるため冬季加算を含む。）を計上した上で、この間の基準生活費の算定についてはこれを行わないこととし、また、障害者加算については、入院患者を対象とする基準額に改める旨の本件処分を行ったものであり、処分庁は、このことを、「入院による基準変更（居宅→入院）（10/20に〇〇病院に医療保護入院し、1ヶ月を経過したため基準を変更する）」との理由を記載した本件処分通知により、請求人に通知したものである。

本件処分は、上記1・(1)の法8条及び同(2)の保護基準、同(3)の局長通知、並びに同(4)の法25条2項に則ってなされたものと認められ、また、本件処分により計上された保護費の額の点についても、平成29年度中における保護の実施に際して適用さ

れるべく改正された保護基準（第239次改正後のもの）を適用して、適正になされたものであることは明らかである。

以上のとおりであるから、本件処分には、違法・不当な点は見られない。

- (2) 請求人は、本件処分により、保護費が算定上減額となり、変更前に支給された平成29年11月分の保護費の一部に過支給が生じて、返還が必要になったことに不服を述べているものと思われるが、処分庁による保護費の算定に誤りはないと認められることは、上記(1)に述べたところから明らかである。

また、請求人は、平成29年12月26日に支給されるはずの平成30年1月分の保護費の支給額が、0円とされていることにも不服を述べているようである。これは、請求人が〇〇病院に入院する時点で居住していた〇〇内の「〇〇ハウス」を、平成29年10月末日限りで退所することとなり、賃料の発生が無くなったため、処分庁が、請求人に対する保護の実施において、住宅扶助を削除した結果、請求人の収入の額（障害基礎年金月割額64,941円）が、最低生活費（冬季加算を含む入院患者日用品費及び障害者加算額の合計38,250円）を上回るようになったことによるものであり、この保護変更は、本件処分より後に行なわれた別個の処分によるものである（本件処分においては、11月分の住宅扶助の削除は未だ実施されていない。）ため、この点に係る不服を、本件処分に係る審査請求の理由として採用することはできない。

3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

本件処分について、上記2に述べた以外の点においても、違法又は不当があるとは認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法

令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美